

平成19年度における温室効果ガス等の排出の削減に 配慮した契約の締結実績の概要

平成20年7月29日
国立大学法人東京医科歯科大学

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。）第8条第1項の規定に基づき、平成19年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要を取りまとめたので、公表する。

1. 平成19年度の経緯

環境配慮契約法及び国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（平成19年12月7日閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、平成20年度からの温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）の本格的な実施に向け、環境配慮契約を推進するための体制を整備するなどの取組を行った。

2. その他の環境配慮契約に係る事項

環境配慮契約を推進するための東京医科歯科大学における体制として、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき設置された「地球環境対策担当者連絡会」を活用することとした。

ESCO事業について、東京医科歯科大学が管理する施設について事業導入の可能性の検討を行った。ESCO事業実施の可能性が高い施設について20年度以降更なる検討を実施する予定である。